

医療安全管理規定

当院は患者さまに良質な医療を提供するために、医療事故の防止及び院内感染の予防、医療品の副作用の防止と早期発見、医療機器事故の防止のため次の規定を制定し取り組みをいたします。

- I. 医療安全規定
- II. 院内感染対策規定
- III. 医療品安全管理規定
- IV. 医療機器安全管理規定

上記の規定を制定し、医療安全に関する改善活動及び医療事故防止の取り組みに努め、患者さまが安心して治療が受けられる医院として評価されるよう努力いたします。

また当院では定期的な職員研修や最新の医療安全情報の収集も行い、日々進歩する医療に於いて最善の治療が受けられますよう努めることをお約束いたします。

平成 19年 4月 1日

市原産婦人科医院 院長